

「成案決定会合」の設置について

平成 23 年 6 月 3 日

政 府 ・ 与 党

1. 趣旨

社会保障改革の必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための社会保障と税制の一体改革の成案を作成するため、政府・与党社会保障改革検討本部の下で成案決定会合を開催する。

2. 構成員

成案決定会合は、政府・与党社会保障改革検討本部本部長が指名する関係閣僚・与党責任者若干名で構成する。

3. 運営

内閣総理大臣を議長とし、社会保障・税一体改革担当大臣を議長補佐とする。その他、成案決定会合の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。